

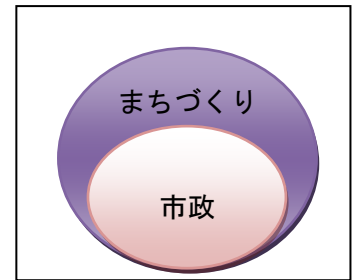
第 3 回姫路市自治基本条例検討懇話会の意見等への対応について

1 第 3 回姫路市自治基本条例検討懇話会における意見

(1) 「まちづくり」と「市政」について

次のとおり整理するもの。

まちづくり	住みよい地域社会をつくるために取り組む活動をいう。
市政	市が行うまちづくりをいう。



イメージ図

(2) 市民活動とコミュニティ活動等との整理

市民活動・協働推進指針（以下、「指針」）との整合を図るため、次のとおり整理するもの。

市民活動	① コミュニティ活動	自治会をはじめとする地縁系団体の行う活動
	② NPO活動	NPO法人、法人格を持たないが組織的な団体が行う活動
	③ ボランティア活動	個人、グループを主体とした活動等

※ 1 市民活動の要件：指針に掲載の 6 つの要件を備えた活動とする。①自主性、自発性 ②公開性 ③非営利 ④公益性、社会性 ⑤継続性 ⑥その他

※ 2 市民活動の 3 つの活動は、部分的に重複する場合がある。

※ 3 指針では、事業者、企業等については、社会貢献活動の一環として市民活動団体を支援するだけでなく、互いの持ち味を生かしながら協力・連携し、新しい課題に協働して取り組む役割を担う。

(3) コミュニティについての考え方

総合計画に規定される内容を流用する。

規定内容：自主性と責任を自覚した人々が、問題意識を共有するもの同士で自発的に結びつき、ニーズや課題に能動的に対応する人と人とのつながりの総体。

同じ生活圏域に居住する住民の間でつくられる地縁型コミュニティを特に地域コミュニティと呼ぶ。※

※ 指針における「コミュニティ」の意義

(4) 市民活動団体の整理

- ・ 指針において、個人が市民活動に取り組む場合、市民活動団体とはみなしていない。
- ・ ただし、市民活動を行う個人については、ボランティア・サポートセンター等で市民活動に関する情報提供を行うなど支援の対象としている。

2 タウンミーティングにおける意見

(1) 「道徳」、「家庭」の取り扱い

前文において次の内容を盛り込む。

- ・ 子どもたちの豊かな人間性を家庭や地域社会を通じて育む。

※ 文部科学省の道徳教育に関する資料を参考に作成。

3 平成23年第 4 回定例会 総務委員会における意見

(1) 条例の名称について

自治基本条例を「ボランティア条例」という名称に変更してはどうかという意見あり。